

別紙【基準対照表】

★訪問型サービス

	従来の介護予防訪問介護相当サービス (基準型訪問サービス)	訪問型サービス A (緩和型訪問サービス)
サービス内容	訪問介護員等による入浴・排泄・食事の介護・身体の介護・その他生活全般にわたる生活の援助	基準型訪問サービスと比して緩和された、掃除・買い物・調理などの <u>生活援助のみ</u>
提供時間	必要に応じた時間	1 時間まで
人員基準	<p>①管理者：常勤・専従 1 名以上 ※1</p> <p>②訪問介護員等：常勤換算 2.5 以上</p> <p>③サービス提供責任者： 訪問介護，介護予防訪問介護と一体的に運営されている場合は，利用者の数が※2 40 人とその端数につきに 1 人以上（基準型サービスに従事するものの中から）</p> <p>※1 支障がない場合，他の職務，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 前 3 月の基準型訪問サービスの利用者の平均値</p> <p style="color: red;">（細かい基準に関しては割愛いたします）</p>	<p>①管理者：常勤・専従 1 名以上 ※1</p> <p>②従業者： 訪問介護員等（訪問介護員・介護福祉士・研修修了者※2）から，緩和型訪問サービスを適切に行うために必要と認められる数</p> <p>③訪問事業責任者：緩和型訪問サービスに従事するものの中から，必要と認められる数（有資格者） ※3</p> <p>※1 管理上支障がない場合は，他の職務，同一敷地内の他の事業所・施設等の職務と兼務可</p> <p>※2 「土浦市生活支援担い手養成講座」修了者</p> <p>※3 サービス提供上支障がない場合は，同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業または指定夜間対応型訪問介護事業所に従事できる。</p> <p>※ 訪問介護または介護予防訪問介護（基準型訪問サービス）と同一の事業所において，一体的に実施している場合は，訪問介護等の基準を満たす必要があります。</p>

<p>設備基準</p>	<p>緩和型訪問サービス事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設け、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない</p> <p>(細かい基準に関しては割愛いたします)</p>	<p>緩和型訪問サービス事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設け、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない</p> <p>※ 訪問介護または、介護予防訪問介護（基準型訪問サービス）と同一の事業所で一体的に実施している場合は、訪問介護等の基準を満たしていれば、緩和型訪問サービスの基準を満たしているとみなすことができる。</p>
<p>報酬</p>	<p>《事業対象者、要支援1・2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 週1回程度（1月に4回まで）：1回 266単位 ● 週1回程度（1月に5回以上）：1月 1,168単位 ● 週2回程度（1月に8回まで）：1回 270単位 ● 週2回程度（1月に9回以上）：1月 2,335単位 <p>《事業対象者・要支援2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 週2回を超える程度（1月に12回まで） 1回 285単位 ● 週2回を超える程度（1月に13回以上） 1月 3,704単位 <p>(加算については割愛)</p>	<p>《30～60分》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 週1回程度（月6回まで）：1回 220単位 <p>《30分未満》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 週1回程度（月10回まで）：1回 140単位 <p>※初回加算：200単位</p>

<p>設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員 以上） ●静養室・相談室・事務室 ●消火設備その他の非常災害に必要な設備 ●必要な浴槽その他の設備・備品 <p style="text-align: center;">（細かい基準に関しては割愛いたします）</p>	<p>3㎡×利用定員 以上</p> <p>※1 通所介護または介護予防通所介護（基準型通所サービス）と同一事業所で一体的に実施している事業所の場合は、通所介護等の規定する基準を満たしていれば、緩和型通所サービスの基準を満たしているとみなすことができる。</p> <p>※2 この場合、<u>設備は共用できることとする。</u> ただし、<u>各サービスの提供に支障が出ないよう配慮すること</u></p>
<p>利用定員</p>	<p>通所介護との合算</p>	<p>通所介護、介護予防通所介護（基準型通所サービス）とは別に定める</p>
<p>報酬</p>	<p>《事業対象者・要支援 1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●週 1 回程度（1 月に 4 回まで）：1 回 378 単位 ●週 1 回程度（1 月に 5 回以上）：1 月 1,647 単位 <p>《事業対象者・要支援 2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●週 2 回程度（1 月に 8 回まで）：1 回 389 単位 ●週 2 回程度（1 月に 9 回以上）：1 月 3,377 単位 <p>※加算については割愛</p>	<p>1 回につき 295 単位（1 月に 4 日まで）</p> <p>※運動器機能向上加算：225 単位</p>
<p>ただし、通所介護及び介護予防通所介護（基準型サービス）と緩和型サービスの利用者の合計は、<u>各事業所で設定している定員の範囲内とする。</u></p>		

☆留意事項☆

○緩和型通所サービスに関して・・・

- 通所介護または介護予防通所介護（基準型通所サービス）においては、利用定員は各サービス利用者の合算で定めることとなっていますが、一方で緩和型通所サービスについては、緩和型通所サービスの利用者のみで定員を定める必要があります。

⇒一体的に実施する場合は、設備基準との整合性（設備は共用可であること）から、通所介護または介護予防通所介護と緩和型サービスの利用者の合計は、各事業所で設定している定員の範囲内となります。また、人員に関しても、各サービスの利用者の合計に対して、通所介護等の人員基準を満たしていただくようお願いいたします。

例：既に通所介護または介護予防通所介護（基準型サービス）の利用定員が20名で指定を取っており、新しく緩和型サービスの利用定員を10名で指定を取った事業所の場合…

⇒1単位で利用可能な最大の利用者数は、食堂及び機能訓練室の面積による。
（事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要があります）

例えば、通所介護または介護予防通所介護（基準型通所サービス）の利用定員20名と、緩和型通所サービスの利用定員10名の計30名を受け入れるためには、30×3=90㎡の面積を確保する必要があります。

◎また、この場合人員についても、通所介護等の、30名分の利用者に対する人員の基準を満たす必要があります。

- 通所介護または介護予防通所介護（基準型通所サービス）の合算定員が18名以下の場合、緩和型サービスの利用定員に関わらず、地域密着型通所介護への移行対象となります

例：定員が16名で地域密着型通所介護の指定を受けた事業所が、今回新たに5名の定員で緩和型通所サービスの指定を受けた場合…

⇒緩和型通所サービスの定員に関係なく、地域密着型通所介護のままとなります。

※なお、定員の超過について、緩和型サービスについては減算の規定がないため、一体的に事業を運営している通所介護または介護予防通所介護（基準型通所サービス）の利用者が定員を超過していた場合、こちらは減算の対象となります。

緩和型通所サービスに関しては、減算の規定は無いものの、定員超過がある場合は速やかに市までご連絡ください。